



知っていますか？ 道の「苦情審査委員制度」

- 道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員制度」です。
- 皆さんに代わって、「苦情審査委員」が中心的な立場で、道の機関に対し、必要な調査等を行います。
- 審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。
- 審査結果までは、およそ2か月です。
- 皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てができます。
- もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

- ①苦情申立の窓口は、道庁の『道政相談センター』か各総合振興局（振興局）の『道政相談室』。
- ②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。
- ③ホームページからでも申立書をダウンロードできます。
道トップページの「道民便利サイト・相談窓口」
→「01：主な相談機関・窓口等一覧」
→「道政相談センター」からどうぞ。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/kujyou.htm>)

- ④申立て方法は、「苦情申立書」に苦情等を記載し、郵送、ファックス、メールで。

【問い合わせ先】

- ・北海道総合政策部知事室道政相談センター
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5022 (直通)
FAX 011-241-8181
メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp
- ・各総合振興局（振興局）地域政策部道政相談室



毎月1日は防災行政無線の確認日です！

町では、毎月1日の朝（7時25分）・昼（12時30分）・夕（18時15分）に、防災行政無線放送がきちんと聞こえているかテスト放送を行っています。同時に、羅臼町歌も流れますので、是非ご確認をお願いします。

上記の時間に聞こえない場合は、無線機が故障している恐れがあります。災害などの緊急時には重要な情報源となりますので、つねに聞こえる状態にしてください。

防災行政無線についてのお問い合わせや申し出は
役場 総務課 0153-87-2111
までお願いします。

土地の境界について、困っていませんか。

自分の土地とお隣の土地の境界がはっきりしなくて困っている、お隣がいう境界の位置に納得できない等、土地の境界に関しては、認識の違いから、たびたび問題が起こります。こういった場合に「筆界特定制度」を利用されると、解決できるかも知れません。

「筆界特定制度」は、法務局で扱っている土地の境界（筆界）の現地における位置を特定する制度です。

この「筆界特定制度」は、「お隣同士で裁判をしなくてもよい。」「当事者による資料収集の負担が軽減される。」などの利点があります。

申請人となるのは、土地の所有者の登記名義人（登記上の所有者）等となります。

費用は、申請の手数料と、必要がある場合に行う測量の費用となります。なお、くわしくは下記法務局までご相談ください。

（筆界特定制度に関するQ&Aは、法務局ホームページに掲載しています。）

〔相談窓口〕

- 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同調査1階
釧路地方法務局登記部門筆界特定室 TEL 0154-31-5027
- 標津郡中標津町東9条北1丁目9番地1
釧路地方法務局中標津出張所 TEL 01537-3-1212

中小企業の皆さんへ

震災の影響を受けている中小企業を応援します。
北海道経済産業局

震災対応の金融制度を大幅に拡充します。

- 「東日本大震災復興特別貸付」を創設しました。（日本公庫、商工中金）
 - ・ 最大で7億2千万円の範囲内でご利用いただけます。
 - ・ 金利について最大1.4%の引き下げを実施しています。
- 「東日本大震災復興緊急保証」を創設しました。（信用保証協会）
 - ・ 一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠で、無担保8千万円、最大2億8千万円まで、借入額の全額（100%）を保証します。

上記の情報を含め、どこに相談したらよいか、お困りの皆さま、「中小企業電話相談ナビダイヤル」まで、お電話ください。

0570-064-350 (9:00~17:30)

最寄の経済産業局へつながります。

※土日・祝日には、管轄以外の経済産業局につながる場合があります。



みなさんのご芳志ありがとうございます。

診療所改築のためにみなさんから頂きました浄財は

2億7,756万6,013円となりました。

(平成23年6月30日現在)

みなさんの診療所づくりに今後ともご協力願います。

羅臼町企画振興課